

四半期報告書の訂正報告書

(第87期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

OKI

沖電気工業株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

目 次

頁

表 紙

1	四半期報告書の訂正報告書の提出理由	1
2	訂正事項	1
3	訂正箇所	1
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1	主要な経営指標等の推移	2
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	3
第2 事業の状況		
1	生産、受注及び販売の状況	4
2	事業等のリスク	4
3	経営上の重要な契約等	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況		
第4 提出会社の状況		
1	株式等の状況	
(1)	株式の総数等	7
(2)	新株予約権等の状況	8
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4)	ライツプランの内容	13
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	13
(6)	大株主の状況	13
(7)	議決権の状況	13
2	株価の推移	14
3	役員の状況	14
第5 経理の状況		
1	四半期連結財務諸表	
(1)	四半期連結貸借対照表	16
(2)	四半期連結損益計算書	18
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2	その他	29
第二部 提出会社の保証会社等の情報		
		30

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月14日
【四半期会計期間】	第87期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	沖電気工業株式会社
【英訳名】	Oki Electric Industry Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 川崎 秀一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 畠山 俊也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 畠山 俊也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の海外連結子会社であるOKI SYSTEMS IBERICA, S. A. U.（所在国：スペイン、事業内容：プリンタの販売、以下「OSIB」）において、売上債権の過大計上による不適切な会計処理が行われていたことが判明したことから、平成24年8月7日付で外部有識者による調査委員会（以下「外部調査委員会」）を設置し、客観的かつ徹底した全容解明を行ってきました。

平成24年9月11日付で外部調査委員会より受領した調査報告書（以下「外部調査報告書」）の指摘事項およびその結果を踏まえた債権の回収可能性の再検討による訂正を行うこととし、あわせて過去において判明していたものの重要性がないため訂正をしていなかった事項の訂正も行うこととしました。

当社の連結業績に与える影響額は、第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）から第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）第1四半期まで（以下「訂正期間」）の累計で、売上高が7,496百万円の減少、営業利益が21,610百万円の損失、経常利益が21,510百万円の損失、当期純利益が30,824百万円の損失となり、第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）第1四半期末（以下「訂正期間末」）の純資産は24,434百万円減少しました。

訂正期間における累計の当期純利益に与える影響額は、外部調査報告書による影響額が15,381百万円の減少、債権の回収可能性の再検討による影響額が15,443百万円の減少となりました。なお、未修正事項の訂正は費用の帰属期間の訂正等のため累計の当期純利益に与える影響額はありません。

外部調査報告書による影響額の内容は、実体を伴わない売上・売掛金等の取消や、ディストリビューターに対するリベートの未計上に係る売上・売掛金の取消等です。債権の回収可能性の再検討による影響額の内容は、外部調査報告書の指摘事項に基づき訂正したOSIBの売掛金残高に対して、その回収可能性を再検討したものです。ただし、平成21年3月31日前のOSIBの売掛金残高の一部については、回収可能性を合理的に再検討するに足る十分な情報が得られなかったため、上記内容の訂正後の残高をもって連結貸借対照表計上額としております。

これらにより、当社が過去に提出した第84期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）から第88期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）までの有価証券報告書等の記載事項の一部を訂正する必要が生じたため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 前第1四半期連結 累計（会計）期間	第87期 当第1四半期連結 累計（会計）期間	第86期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	81,780	83,600	442,949
経常損益 (百万円)	△6,226	△8,119	1,320
四半期（当期）純損益 (百万円)	△8,032	△9,445	△3,836
純資産額 (百万円)	43,114	37,486	47,607
総資産額 (百万円)	362,328	362,244	377,894
1株当たり純資産額 (円)	52.92	50.52	59.40
1株当たり四半期（当期）純損益金額 (円)	△11.76	△13.52	△5.62
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.0	10.2	10.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	14,944	5,884	51,290
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,312	△1,010	△12,992
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△18,891	1,154	△31,323
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (百万円)	58,685	77,601	71,156
従業員数 (人)	17,081	18,639	18,111

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、1株当たり四半期（当期）純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、OKIグループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	18,639[1,882]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	3,304
---------	-------

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在においてOKIグループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。そのため、「（1）業績の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、当第1四半期連結会計期間のセグメントの区分に組み替えております。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、ギリシャ財政危機に端を発した欧州諸国の財政状況への懸念がある一方、新興国では堅調な景気拡大が続いており、地域ごとの状況は異なるものの各国の経済刺激策の効果などにより、全体として緩やかに回復へ向かっています。国内においては、企業の収益改善などを背景に設備投資や個人消費に回復が見られるものの、デフレ傾向や雇用情勢の水準は依然として低く、また、為替や株式相場の大きな変動による影響も懸念され、本格的な成長回復には今少し時間がかかるものと想定されます。

このような事業環境の下、OKIグループの業況は、セグメント毎に多少状況が異なるものの、概ね想定どおり推移いたしました。

一部官公庁向けの大型案件のリプレースが端境期であることや、円高の影響や欧州一部地域の景気低迷の影響などがあるものの、ATM監視サービスなどの保守サービスの増加や、市況回復に伴うEMS（製造受託）関連事業及び部品関連事業の増収などにより、売上高はほぼ前年並みの836億円（前年同期比18億円、2.2%増加）となりました。営業損失は、調達コスト低減及びVEなどの増益要因はあるものの、機種構成差や価格下落、円高の影響、その他費用の増加、さらに処遇適正化を行ったことなどにより69億円（同26億円悪化）となりました。経常損失は81億円（同19億円悪化）となりました。

また、特別損益として、沖ウィンテック（株）を当社の株式交換完全子会社とする株式交換を実施した結果発生した、負ののれん発生益27億円を計上した一方、保有する上場株式の時価下落による投資有価証券評価損24億円を計上しました。その結果、四半期純損失は94億円（同14億円悪化）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

<情報通信システム事業>

外部顧客に対する売上高は、447億円（前年同期比12億円、2.5%減少）となりました。ソリューション&サービスでは、ATM監視サービスなどの保守サービスや、官公庁向けシステムの増加などから増収となりました。通信システムでは、通信キャリア向けGE-PONの販売台数が増加となったものの、コアNWや既存NWの減少などにより減収となりました。社会システムでは、一部官公庁向けの大型案件のリプレースが端境期であることから減収となりました。メカトロシステムでは、国内や中国向けATMが堅調であることや、営業店端末などの増加により増収となりました。

営業損失は、調達コスト低減及びVEなどの増益要因はあるものの、物量減少による利益の減少や処遇適正化の影響などにより16億円（同18億円悪化）となりました。

<プリンタ事業>

外部顧客に対する売上高は、286億円（前年同期比5億円、1.6%減少）となりました。商品別の状況では、オフィス向けカラープリンタ（カラーNIP）及びモノクロプリンタ（モノNIP）では、販売台数は増加したものの、欧州における新商品投入に際しての旧モデル商品の本体価格下落や一部地域の景気低迷の影響などがあり減収となりました。ドットインパクトプリンタ（SIDM）は、販売台数はほぼ前年並みとなりました。これらの影響に加え、円高による減収影響が21億円ありました。

営業損失は、調達コスト低減及びVEなど増益要因はあるものの、価格下落、物量変動及び機種構成差、円高の影響やその他販売費用の増加に加え、処遇適正化の影響などにより38億円（同15億円悪化）となりました。

<その他>

その他の事業は、EMS関連事業と子会社の自主事業ですが、EMS関連事業や部品関連事業が、市況の回復に伴い増収となりました。

この結果、外部顧客に対する売上高は103億円（前年同期比35億円、50.6%増加）となり、営業利益は物量増加による利益の増加に加え、機種構成差や調達コスト低減及びVEなどにより、5億円（同14億円良化）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金が改善したこと等により、59億円の収入（前年同期149億円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出により、10億円の支出（同23億円の支出）となりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローとをあわせたフリー・キャッシュ・フローは49億円の収入（同126億円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済を主に短期借入により調達したことにより、12億円の収入（同189億円の支出）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は前連結会計年度末の712億円から776億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、OKIグループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるOKIグループの研究開発活動の金額は、2,848百万円であります。

なお、第1四半期連結会計期間において、OKIグループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、OKIグループ（当社及び連結子会社）の主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、OKIグループの前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	731,438,670	731,438,670	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	単元株式数は 1,000株であり ます。
計	731,438,670	731,438,670	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	平成15年6月27日決議分新株予約権
新株予約権の数	815個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	815,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき384,000円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成17年7月1日から平成18年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成18年7月1日から平成19年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成19年7月1日から平成25年6月26日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成19年7月1日前に相続を開始した相続人は、平成20年6月30日まで行使することができる。

平成19年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成25年6月26日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成15年6月27日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	平成16年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	452個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	452,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき458,000円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 458円 資本組入額 229円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成18年7月1日から平成19年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成20年7月1日から平成26年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成20年7月1日前に相続を開始した相続人は、平成21年6月30日まで行使することができる。

平成20年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成26年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成16年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	平成17年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	442個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	442,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき406,000円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 406円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成21年7月1日から平成27年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成21年6月30日以前に相続を開始した相続人は、平成22年6月30日まで行使することができる。

平成21年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成27年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	平成18年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	342個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	342,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき277,000円
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 372円 資本組入額 186円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成22年7月1日から平成28年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成22年6月30日以前に相続を開始した相続人は、平成23年6月30日まで行使することができる。

平成22年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成28年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	平成19年6月26日決議分新株予約権
新株予約権の数	509個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	509,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき248,000円
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成29年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 340円 資本組入額 170円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成22年7月1日から平成23年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成23年7月1日から平成29年6月25日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成23年6月30日以前に相続を開始した場合は、平成24年6月30日まで行使することができる。

平成23年7月1日以降に相続を開始した場合は、相続開始日から1年間において行使することができる。
ただし、平成29年6月25日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月1日	47,181	731,438	—	76,940	3,438	29,366

(注) 当社を株式交換完全親会社とし、沖ウィンテック(株)を当社の株式交換完全子会社とする株式交換(交換比率1:8.7)を実施したことによる増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成22年6月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,919,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 675,621,000	675,621	同上
単元未満株式	普通株式 3,716,778	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	684,256,778	—	—
総株主の議決権	—	675,621	—

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己株式409株が含まれております。

②【自己株式等】

(平成22年6月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
当社	東京都港区西新橋3-16 -11	1,785,000	—	1,785,000	0.26
沖電線株式会社	神奈川県川崎市中原区下 小田中2-12-8	3,134,000	—	3,134,000	0.46
計	—	4,919,000	—	4,919,000	0.72

(注) 1. 沖電線株式会社が退職給付信託した3,000,000株については、「自己名義所有株式数」に含めて表示しております。

2. 当第1四半期会計期間末日現在の当社の自己名義所有株式数は、8,000株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	101	97	87
最低(円)	78	78	76

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,887	57,844
受取手形及び売掛金	85,730	118,416
有価証券	24,714	17,314
製品	28,697	23,014
仕掛品	24,888	16,436
原材料及び貯蔵品	25,006	24,638
その他	14,704	13,396
貸倒引当金	<u>△8,231</u>	<u>△8,689</u>
流動資産合計	<u>251,399</u>	<u>262,370</u>
固定資産		
有形固定資産	※1 56,148	※1 56,155
無形固定資産	9,172	10,060
投資その他の資産	※2 45,523	※2 49,306
固定資産合計	<u>110,844</u>	<u>115,523</u>
資産合計	<u>362,244</u>	<u>377,894</u>
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	51,084	54,930
短期借入金	135,288	127,430
引当金	1,643	1,760
その他	<u>51,536</u>	<u>57,100</u>
流動負債合計	<u>239,552</u>	<u>241,222</u>
固定負債		
長期借入金	38,528	45,036
退職給付引当金	40,899	39,655
役員退職慰労引当金	523	620
その他	5,253	3,752
固定負債合計	<u>85,204</u>	<u>89,064</u>
負債合計	<u>324,757</u>	<u>330,287</u>

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	76,940	76,940
資本剰余金	50,184	46,744
利益剰余金	<u>△91,730</u>	<u>△82,284</u>
自己株式	△13	△408
株主資本合計	<u>35,379</u>	<u>40,991</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,347	2,095
繰延ヘッジ損益	△710	△660
為替換算調整勘定	<u>△78</u>	<u>△1,893</u>
評価・換算差額等合計	<u>1,559</u>	<u>△458</u>
新株予約権	79	79
少数株主持分	468	6,994
純資産合計	<u>37,486</u>	<u>47,607</u>
負債純資産合計	<u>362,244</u>	<u>377,894</u>

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	81,780	83,600
売上原価	60,141	64,338
売上総利益	21,638	19,262
販売費及び一般管理費	※1 25,946	※1 26,138
営業損失(△)	△4,307	△6,876
営業外収益		
受取利息	58	78
受取配当金	349	334
受取ブランド使用料	137	139
雑収入	76	206
営業外収益合計	622	759
営業外費用		
支払利息	1,249	1,146
為替差損	649	585
雑支出	642	270
営業外費用合計	2,541	2,002
経常損失(△)	△6,226	△8,119
特別利益		
過年度損益修正益	113	—
投資有価証券売却益	—	29
負ののれん発生益	—	2,650
貸倒引当金戻入額	35	34
受取和解金	—	167
付加価値税修正益	—	106
特別利益合計	148	2,988
特別損失		
固定資産処分損	32	44
減損損失	48	12
投資有価証券評価損	544	2,406
特別退職金	116	150
事業構造改善費用	121	32
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	623
付加価値税修正損	158	—
特別損失合計	1,021	3,270
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,098	△8,402
法人税、住民税及び事業税	417	190
法人税等調整額	537	798
法人税等合計	955	988
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△9,391
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△21	54
四半期純損失(△)	△8,032	△9,445

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,098	△8,402
減価償却費	3,747	3,418
減損損失	48	12
負ののれん発生益	—	△2,650
引当金の増減額(△は減少)	2,884	1,558
受取利息及び受取配当金	△408	△413
支払利息	1,249	1,146
投資有価証券評価損益(△は益)	544	2,406
固定資産処分損益(△は益)	32	44
売上債権の増減額(△は増加)	39,276	30,187
たな卸資産の増減額(△は増加)	△5,915	△15,622
仕入債務の増減額(△は減少)	△13,146	△2,214
未払費用の増減額(△は減少)	△5,409	—
その他	887	△2,197
小計	16,691	7,273
利息及び配当金の受取額	404	421
利息の支払額	△1,030	△918
法人税等の支払額	△1,122	△892
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,944	5,884
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△3,000
定期預金の払戻による収入	—	1,000
有価証券の償還による収入	—	3,000
有形固定資産の取得による支出	△2,041	△1,848
有形固定資産の売却による収入	470	—
無形固定資産の取得による支出	△263	△244
投資有価証券の取得による支出	△189	—
その他の支出	△543	△136
その他の収入	254	219
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,312	△1,010
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△2,158	12,490
長期借入れによる収入	700	3,150
長期借入金の返済による支出	△3,483	△13,426
社債の償還による支出	△12,360	—
その他	△1,589	△1,058
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,891	1,154
現金及び現金同等物に係る換算差額	517	416
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△5,742	6,444
現金及び現金同等物の期首残高	64,428	71,156
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 58,685	※ 77,601

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、LLC “OKI SYSTEMS RUS”は新たに設立したため、連結の範囲に含めており、台湾沖明系統股イ分有限公司は清算により、連結の範囲から消滅しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>75社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ29百万円、税金等調整前四半期純損失は653百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,583百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました投資その他の資産の「投資有価証券」(当第1四半期連結会計期間35,452百万円)は、当第1四半期連結会計期間においては「投資その他の資産」に含めて表示しております。
2. 前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました投資その他の資産の「貸倒引当金」(当第1四半期連結会計期間△3,213百万円)は、当第1四半期連結会計期間においては「投資その他の資産」に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 当第1四半期連結累計期間より、「投資有価証券売却益」を区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間においては「雑収入」に0百万円含めて表示しております。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間より、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「未払費用の増減額(△は減少)」(当第1四半期連結累計期間△1,026百万円)は、当第1四半期連結累計期間においては、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
2. 当第1四半期連結累計期間において、「定期預金の預入による支出」を区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間は、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の支出」に△1百万円含めて表示しております。
3. 当第1四半期連結累計期間において、「定期預金の払戻による収入」を区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間は、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の収入」に1百万円含めて表示しております。
4. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「有形固定資産の売却による収入」(当第1四半期連結累計期間3百万円)は、当第1四半期連結累計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の収入」に含めて表示しております。
5. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」(当第1四半期連結累計期間△30百万円)は、当第1四半期連結累計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の支出」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産減価償却累計額 162,451 百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 161,670 百万円
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 3,213 百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 3,427 百万円
3 保証債務 当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員（住宅融資借入金等） 1,003 百万円	3 保証債務 当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員（住宅融資借入金等） 1,047 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賃金 7,283 百万円 退職給付費用 1,247 研究開発費 2,862	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賃金 8,001 百万円 退職給付費用 1,166 研究開発費 2,848
2 当社グループでは、主として第4四半期連結会計期間に情報通信システム事業における官公庁向けシステム製品の需要が集中するため、第4四半期連結会計期間の売上高は他の四半期連結会計期間と比べて著しく高くなっております。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金勘定 42,463 百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 1 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券） 16,223	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) 現金及び預金勘定 55,887 百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 3,001 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券） 24,714
現金及び現金同等物 58,685	現金及び現金同等物 77,601

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	731,438千株
------	-----------

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	281千株
------	-------

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権	79百万円	(親会社79百万円)
---------------------	-------	------------

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年6月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、沖ウィンテック(株)を当社の株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本剰余金が3,438百万円増加、自己株式が396百万円減少しております。当該株式交換を主因としまして、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金が50,184百万円、自己株式が13百万円となりました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	情報通信システム (百万円)	プリンタ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	46,937	30,256	4,587	81,780	—	81,780
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	573	457	4,181	5,212	(5,212)	—
計	47,511	30,713	8,769	86,993	(5,212)	81,780
営業損益	△9	△2,236	△745	△2,991	(1,315)	△4,307

(注) 1. 事業区分は、製品・サービスの種類及び販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要な製品・サービス
情報通信システム	金融システム、自動化機器システム、I T S 関連システム、電子政府関連システム、E R P システム、コンピュータ・ネットワーク関連機器、情報ネットワーク端末機器、セキュリティシステム、I P 電話システム、企業通信システム、C T I システム、映像配信システム、電子交換装置、デジタル伝送装置、光通信装置、無線通信装置、ブロードバンドアクセス装置、ネットワークサービス、ネットワーク運用支援サービスなど
プリンタ	カラープリンタ、モノクロプリンタ、ドットインパクトプリンタ、複合機など
その他	製品等の運送・管理、用役提供、その他機器商品の製造及び販売

(事業区分の変更)

当社は、平成20年10月1日に、当社がその半導体事業に関して有する権利義務を会社分割(新設分割)により新たに設立した株式会社OKIセミコンダクタに承継したうえで、当該新設分割設立会社の発行済み株式の95%相当をローム株式会社に株式譲渡し、半導体事業から撤退いたしました。これに伴い、事業区分については従来「情報通信システム」、「半導体」、「プリンタ」、「その他」の4区分としておりましたが、当第1四半期連結累計期間では「情報通信システム」、「プリンタ」、「その他」の3区分で記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	55,014	5,811	16,976	3,978	81,780	—	81,780
(2) セグメント間の内部売上高	16,558	0	222	9,674	26,456	(26,456)	—
計	71,572	5,812	17,198	13,653	108,236	(26,456)	81,780
営業損益	2,457	△642	△1,319	167	662	(4,970)	△4,307

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米・・・米国
- (2) 欧州・・・イギリス、ドイツ
- (3) アジア・・・タイ、中国

3. 会計処理の方法の変更

(前第1四半期連結累計期間)

売上高及び損益に重要な影響を与える事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高 (百万円)	5,148	16,501	6,870	28,520
II 連結売上高 (百万円)				81,780
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	6.3	20.2	8.4	34.9

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米・・・米国
- (2) 欧州・・・イギリス、ドイツ、スペイン
- (3) その他の地域・・・中国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、当社を中心として「情報通信システム事業」を行うとともに、沖データグループ（（株）沖データとそのグループ会社）を独立した経営単位として「プリンタ事業」を行っており、それぞれ取り扱う商品機軸について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当社と沖データグループを基礎とした商品機軸別のセグメントから構成されており、「情報通信システム事業」及び「プリンタ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「情報通信システム事業」は、金融、運輸・流通、製造業等の業務システムで培ったノウハウをコアとしたソリューションとサービス、通信事業者向けに通信設備機器等、音声・映像等のコミュニケーションシステム、社会インフラ向けの専用システム、メカトロ技術をコアとした商品を提供する事業を行っております。「プリンタ事業」は、LED技術の特徴を活かしたプリンタを提供する事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	情報通信 システム	プリンタ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	44,730	28,605	73,335	10,264	83,600	—	83,600
セグメント間の内部売上高又は振替高	743	1,129	1,873	4,216	6,090	△6,090	—
計	45,474	29,734	75,209	14,481	89,690	△6,090	83,600
セグメント利益又は損失(△)	△1,598	△3,753	△5,352	453	△4,899	△1,977	△6,876

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、EMS（製造受託）事業、用益提供、その他機器商品の製造及び販売を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額△1,977百万円には、セグメント間取引消去△193百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,828百万円及び固定資産の調整額43百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（重要な負ののれん発生益）

「情報通信システム」セグメントにおいて、当社を株式交換完全親会社とし、沖ウィンテック（株）を当社の株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことにより、負ののれん発生益を計上しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては2,648百万円であります。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

共通支配下の取引等

株式交換による連結子会社(沖ウィンテック(株))の完全子会社化

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
結合当事企業	沖電気工業(株)	沖ウィンテック(株)
事業の内容	電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービスなど	情報通信システム、電気設備、その他建設工事の設計・施工及びこれらに関する保守サービスなど

(2) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、沖ウィンテック(株)を完全子会社とする株式交換

(3) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(4) 本株式交換の目的

当社は、平成22年2月3日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、沖ウィンテック(株)(以下「沖ウィンテック」)を当社の株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」)を行うことを決議し、同日付で沖ウィンテックとの間で株式交換契約を締結いたしました。その後、平成22年6月1日を効力発生日として株式交換を実施しております。

当社は事業セグメントを主軸とするグループ連結での企業価値の最大化を目指し、グループ企業を含めた事業構造改革を進めております。

この度、この事業構造改革の一環として、グループ経営の一層の強化を図ることにより、通信事業をより機動的に推進するため、沖ウィンテックを本株式交換により完全子会社化いたしました。

なお、当社においては、会社法第796条第3項に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を実施しております。

2. 実施した会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価(当社普通株式)	3,842百万円
取得に直接要した支出額	60百万円
取得原価	3,902百万円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

①株式の種類及び交換比率

沖ウィンテック普通株式1株に対して、当社の普通株式8.7株を割当て交付いたしました。但し、当社が保有する沖ウィンテック普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

なお、交付した株式については、保有する自己株式(普通株式)1,791,017株を充当し、不足分については新たに普通株式を発行いたしました。

②株式の交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社及び沖ウィンテックはそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること

とし、当社はみずほ証券（株）を、沖ウィンテックは（株）三井住友銀行を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。その算定結果をふまえ、両社で真摯に交渉・協議をした結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

③ 交付株式数及びその評価額

株式数	48,972,909株
評価額	3,902百万円

(3) 発生した負ののれんの金額、発生原因

① 発生した負ののれんの金額

2,650百万円

② 発生原因

本株式交換により減少する少数株主持分の金額が、追加取得した沖ウィンテックの普通株式の取得原価を上回ることにより発生したものであります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	50.52円
1株当たり純資産額	59.40円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	37,486	47,607
純資産の合計額から控除する金額 (百万円)	547	7,074
(うち新株予約権)	(79)	(79)
(うち少数株主持分)	(468)	(6,994)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	36,939	40,532
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	731,157	682,423

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	11.76円
1株当たり四半期純損失金額	13.52円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失金額(百万円)	8,032	9,445
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額 (百万円)	8,032	9,445
普通株式の期中平均株式数(千株)	682,899	698,662
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第32回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還 (券面総額12,000百万円)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月14日

沖電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井靖容 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川幸康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る訂正報告書の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月14日

沖電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井 靖 容 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川 幸 康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る訂正報告書の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。